

住民投票については、①個別設置型及び②常設型の2種があり、内容等は以下の通りです。

①個別設置型 議会による個別条例制定により実施されるもの。住民意思の確認の必要性が生じた場合に、首長や議員の提案あるいは直接請求により事案ごとに議会の議決を経て条例を制定し、住民投票を実施するものです。

②常設型 事案ごとに議会の議決を経ず、住民発議により実施されるもの。但し、自治基本条例中に住民投票ができるという宣言程度を規定するのみにおいては、最終的に常設型住民投票条例制定あるいは各事案の住民投票条例を制定することとなり、自治基本条例中に住民投票を発動できる要件等個別の常設型住民投票条例に規定すべき条項を規定する場合には、住民投票における重要案件を際立たせる趣旨であり、最終的には常設型住民投票条例を設けることとなります。

種別	メリット	デメリット
個別設置型	<ul style="list-style-type: none"> ①投票の対象事案に最も適した制度設計が可能である。 ②住民投票の対象が明確である。 ③町民、議会、長の各主体間における十分な議論を行った上で実施することが可能である。 ④制度の濫用を抑止することができる。 	<ul style="list-style-type: none"> ①住民にとっては条例制定の直接請求をしても条例が制定されるか不確実である。 ②条例制定に一定の時間がかかるために即応性を欠く。 ③ある課題に対して望ましい結果が生じやすいように制度を操作されるおそれがある。
常設型	<ul style="list-style-type: none"> ①あらかじめ定められた要件を満たせば投票の実施の可能性が高い。 ②迅速な対応が可能である。 ③どのような課題であっても、同一の制度で行うことが可能なので、制度として安定している。 ④住民の町政への参加意識が高まることが期待できる。 	<ul style="list-style-type: none"> ①制度の柔軟性に欠ける。 ②「町政運営の重要事項」のような抽象的な規定となることが一般的であるため、どのような課題が該当するのか(又はしないのか)ということでは複数の意見があり得るので、実際には住民投票の執行者の裁量に委ねられることになるが、その場合、その裁量に対しての争訟の提起(住民投票の対象とならない事項を対象と認め、住民投票を実施したとの理由で住民投票の費用の返還を求める訴訟等)や、長の責任を追及する運動などが発生する可能性がある。 ③本来必要とされる住民、議会、長の各主体間の十分な話し合いによる合意形成の過程を損なう可能性がある。 ④制度の濫用を招くおそれがある。 ⑤頻繁に実施された場合、大幅な経費負担を強いられる。

個別設置型及び常設型の該当条文を以下に示します。

個別設置型 小田原市の例（住民投票）

第17条 市は、市政の重要な課題に関する情報を住民（市内に住所を有する者（法人を除く。）をいう。以下この条において同じ。）に対して適切に提供し、住民の意見を把握した上で十分な検討をしてもなお直接住民の意思を確認する必要があると認めるときは、住民投票を行うことができる。

- 2 住民投票を行うときは、市の執行機関は、前項の課題について住民が判断するに足る十分な情報を公正に提供しなければならない。
- 3 住民投票に関し必要な事項は、その都度別に条例で定める。

常設型 大和市(神奈川県)の例（住民投票）

第30条 市長は、市政に係る重要事項について、住民の意思を市政に反映するため、住民投票を実施することができる。

- 2 市民、市議会及び市長は、住民投票の結果を尊重しなければならない。
(住民投票の請求等)

第31条 本市に住所を有する年齢満16年以上の者は、市政に係る重要事項について、その総数の3分の1以上の者の連署をもって、その代表者から市長に対して住民投票の実施を請求することができる。

- 2 市議会は、市政に係る重要事項について、議員の定数の12分の1以上の者の賛成を得て議員提案され、かつ、出席議員の過半数の賛成により議決したときは、市長に対して住民投票の実施を請求することができる。
- 3 市長は、市政に係る重要事項について、自ら住民投票を発議することができる。
- 4 市長は、第1項又は第2項の規定による請求があったときは、住民投票を実施しなければならない。
- 5 住民投票の投票権を有する者は、本市に住所を有する年齢満16年以上の者とする。
- 6 住民投票について必要な事項は、別に条例で定める。

上記にもあるように、投票権について「非常設型」を「常設型」では違いがあります。

	内 容	発議権(請求権)	投票権(投票資格)
個別設置型	直接請求を経る非常設型(個別型)では、その請求(発議)に参加することができる住民は、選挙権を有する者に限られます。ここでいう選挙権を有する者とは、公職選挙法第22条の規定による選挙人名簿の登録が行われた日現在において選挙人名簿に登録されている者であります。つまり、年齢満18年未満の者、外国人は発議することはできません	普通地方公共団体の議会の議員及び長の選挙権を有する者(地方自治法第74条第1項)	条例で設定可
常設型	常設型においては、発議について地方自治法の制約を受けないために、地方公共団体の判断により、住民投票の請求(発議)に選挙権を有する者以外の者を参加させることも可能となります。条例の制定に関する直接請求権によるものとは別であり、住民投票実施を請求するものであるためです。	条例で設定可 (地方自治法の制約なし)	条例で設定可

※本事前資料に対する委員からの意見は以下のとおり。

委員意見	住民投票制度について 常設型が望ましい
	理由 ア 合併、天災、道州制、地方自治体の消滅、学校体制の変化等今後何が起こっても不思議ではない時であり、起こってから慌てて条例を作るのでは間に合わない。そのとき困るのは町長や議会であろう。
	イ 発議は首長、議会、町民であろうが、今の投票率、町主催の説明会への出席者を考えたら、制度の濫用など考えられない。もし町民が発議するくらい政治関心が高まることは、望ましいことである。
	内容 ア 発議を町民の有権者の3分の1をもっと緩やかにすべきだが、無理だろうなあ？ イ 有権者を16歳以上とする気持ちはわかるが、選挙人名簿の関係でやはり18歳か？